

原発検査に「維持基準」を導入するな！ 独立行政法人への検査業務移管反対！ 原発検査・監査体制の抜本的強化を！

緊急ですが・・・小泉首相と衆・参議長への

原発検査制度に係る「電気事業法改正法案」の
大幅修正と「独立行政法人法案」の廃案を求める

緊急申し入れにご賛同下さい

原発の検査制度に健全性評価基準（維持基準）を導入し、検査の大半を独立行政法人に委託する法案が今臨時国会に上程されています。「電気事業法等改正法案」と「独立行政法人原子力安全基盤機構法案」がそれです。電気事業法等改正案の第1条と第2条は、検査記録保存の義務化、報告徴収対象の拡大、罰則強化などを定めたものですが、第3条は、ひび割れ等を放置したまま原発を運転できるように健全性評価基準（維持基準）を導入するものです。原発のひび割れがこの維持基準に適合しているかどうかを電力会社が自分で勝手に判断し、その結果を誰も審査しないというずさんな検査体制を導入するものです。私たちは電気事業法等改正案第3条の削除を求めます。

また、独立行政法人原子力安全基盤機構は、電気事業者による検査の「体制」を審査させ、原子力安全・保安院が行うべき定期検査の一部を分担させることを目的にしています。経済産業省による天下りと原子力メーカーからの人材供給で成り立つ独立行政法人の設立は、維持基準の導入と相まって、電力会社の自主検査を一層骨抜きにし、身内同士によるなれ合いの一層ずさんな検査が公然と行われることにつながります。私たちは独立行政法人原子力安全基盤機構法案の廃案を求めます。

10月18日の経済産業省との交渉の成果を足がかりに、福島、新潟、福井・大阪に東京を加えて、急遽、小泉首相と衆議院・参議院の両議長への申し入れを再度呼びかけることにしました。

緊急ですが、全国の皆様の団体、個人の賛同をぜひお願いします。別紙の申し入れ(案)を連名で提出し、国会内外の力を合わせて維持基準の導入を食い止め、原発検査制度の抜本的強化を求めましょう。申し入れ行動に一人でも多くご参加下さい。申し入れ案にご意見をお寄せ下さい。また、全国各地からの行動参加者には交通費の半額をカンパで賄いたいと思います。1口1千円で何口でもカンパをお寄せ下さい。

11月22日を第1次締め切りとし、申し入れ前日(未定)まで賛同を受け付けます。申し入れ行動にご参加下さる方は事前にご連絡下さい。個別に直接連絡させていただきます。

呼びかけ団体：●柏崎原発反対同盟、原発反対柏崎刈羽を守る会連合●双葉地方原発反対同盟●原子力資料情報室●若狭連帯行動ネットワーク(交渉事務局担当)●

若狭ネット TEL/FAX 0729-39-5660(久保方) または FAX 072-330-1630(若狭ネットFAX専用)
郵便振込 口座番号：00940-2-100687 加入者名 若狭ネット Eメール：wakasa@gaea.ocn.ne.jp

内閣総理大臣 小泉純一郎 様
衆議院議長 綿貫 民輔 様
参議院議長 倉田 寛之 様

案)

原発検査制度に係る「電気事業法改正法案」の 大幅修正と「独立行政法人法案」の廃案を求めます

「電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」案（以下「電気事業法等改正法案」とよぶ）および「独立行政法人原子力安全基盤機構法」案（以下「独立行政法人法案」とよぶ）が11月5日閣議決定され、今臨時国会へ上程されています。この法律は、東京電力等による一連のデータ改ざん・隠蔽などの再発防止のために原発検査制度等の改善を図るものと喧伝されています。しかし、この法案の内容は、国民が今求めている検査制度の抜本的強化とはほど遠く、再発防止どころか、事業者まかせの一層ずさんな検査を許すことになりかねません。

今回の「電気事業法等改正法案」の核心は、老劣化した原発の健全性評価基準（維持基準）の導入です。ひび割れ等の不具合があった場合、電気事業者が設備の健全性評価を行わせ、現行の技術基準に適合していることを確認させるとしていますが、以下に指摘する通り、必ずしもそうはなりません。

第1に、地震の多い日本に合った健全性評価基準そのものが存在しません。

現在検討中の健全性評価基準とは、地震の少ない米国で開発された「極限荷重評価法や破壊力学的評価法に基づく基準」であり、ひび割れた機器の強度を静的に評価することしかできません。老劣化した原発で「耐震設計審査指針における新設時の技術基準」が満たされるかどうかを動的に厳密に評価する手法がなく、それを健全性評価基準に取り入れることができないため、老劣原発に対する耐震性の技術基準は新設原発より緩いという、ダブルスタンダードになってしまいます。「電気事業法等改正法案」においても、健全性評価基準を導入するための第3条の施行は「公布日から1年以内」と遠い先になっています。これは、原子力安全・保安院が現在検討している健全性評価基準ですら間に合わないからにほかなりません。

第2に、ひび割れの長さや深さを精度良く測定する装置が現在ありません。

蒸気発生器細管等の過電流探傷検査装置では肉厚の20～40%以上のひび割れでなければ検出できず、抜管による破壊検査を行う以外にひび割れの状態を正確に把握することは困難です。超音波探傷検査装置では、溶接部や複雑な構造の部位ではひび割れか否かの判別が困難です。強い放射線環境下にあるという原発特有の条件がひび割れの測定を一層困難にします。これらの結果、検査技術者の経験と勘によって判断されるグレーゾーンが広く、ひび割れの状態が過小評価される可能性があります。正確なひび割れデータの存在を前提とした健全性評価基準の導入はこの面からも妥当とは言えません。

第3に、「電気事業法等改正法案」の第3条によれば、電気事業者がひび割れの測定や健全性評価を行う定期自主検査の実施体制（組織、体制、方法など）は審査・評定されますが、電気事業者がその検査体制に基づいて行った健全性評価の結果については誰も審査しません。

東京電力が行っていたように、電気事業者内で書類に残らない検査ルールを作り、口述で引き継ぎ、一貫した不正を行えば、誰にも発見されないまま、ずさんな検査とずさんな「健全性評価」が電気事業者の中でまかり通ります。電気事業者の抜本的な体質改善がない限り、電気事業者まかせの健全性評価

基準を導入することは、検査体制の一層の骨抜きにつながるだけです。

国が今行うべきは、健全性評価基準の導入ではなく、ずさんな検査をこれまで放置してきた責任を深く反省し、原子力安全・保安院を原子力推進行政機関から独立した中立的な機関として強化し、事業者の行う検査を厳格に審査し、立地自治体や原発周辺住民、さらには原発に批判的な国民の意見を反映させる形でダブルチェックする体制を作ることです。そして、ひび割れの疑いやひび割れが発見されたときは、そのまま放置せず、新設時に求められる技術基準を満たすように、修理または対応策を電気事業者に求めるべきです。それができない場合には、国は原発の運転を認めるべきではありません。

「独立行政法人法案」は、独立行政法人原子力安全基盤機構を来年4月1日に設立し、「電気事業法等改正法案」による健全性評価基準の導入に伴って、この法人に電気事業者の定期自主検査体制を審査させ、原子力安全・保安院が行うべき定期検査の一部を分担させることを主な目的としています。それ以外の業務はすでに3つの財団法人に委託しているものを統合するだけであり、独立行政法人を新たに設立しなければならない業務ではありません。この独立行政法人には、経済産業省役人が役員として天下りし、原子力メーカーなどの技術者が職員として供給されます。この法人に定期検査の一部を含めて原子力安全・保安院の検査業務の多くが委託されるということは、電気事業者に対する検査や審査の大半がすべて身内で行われる体制をつくることになります。これでは、ずさんな検査体制に拍車がかかるのは必至です。

健全性評価基準の導入や独立行政法人の設立は、原発の経済性を維持・向上させる目的で、定期検査期間を短縮し、定期検査間隔を長くする方策として、電気事業者などが以前から求めていたものです。今回のデータ改ざん問題を受けて、なぜか、これらが前倒し実施されようとしています。これは本末転倒です。今回のデータ改ざん・隠蔽問題を契機に、原発の経済性より安全性を優先させるための、検査体制の抜本的な改革が不可欠です。これなくして国民の安全は保証されません。

以上の理由から、私たちは以下の点を強く求めます。

1. 「電気事業法等改正法案」の「第3条 電気事業法の一部を次のように改正する。」は、健全性評価基準（維持基準）を導入する条項であり、第3条を削除して下さい。
2. 「独立行政法人法案」を廃案とし、「電気事業法等改正法案」を下記が可能となるよう大幅に修正して下さい。
 - (1) 原子力安全・保安院を経済産業省など原発推進行政機関から独立させ、質・量ともに大幅に拡充し、原発の検査体制および検査そのものを厳重に審査する体制に変更すること。
 - (2) 原子力安全・保安院による認可・検査等に対し、立地自治体や原発周辺住民、さらには原発に批判的な国民の意見を反映する形でダブルチェックする体制を確立すること。

以上

原子力安全規制行政に関する「市民の提言」 ——原子力安全規制の完全な独立を求める

原子力発電に関してこの二ヶ月間に明らかになったことは、単に電力会社のモラルの欠如という問題のみではなく、市民の生活にとって「原子力は恐怖」であることを再確認させてくれた。原子力発電所たった1基の事故でさえ、チェルノブイリの事例が実証しているように広大な国土を居住不能とし、多くの人々の生命と健康を奪う。農林水産はもちろん、広くさまざまな産業に影響を与える。これを踏まえるならば、東京電力に端を発して次々と明らかになっている日本の原子力の不正は、世界中の人々の暮らしや経済活動に脅威を与えている。

東京電力の点検記録の不正は、分かっているだけでも17年以上に渡って続けられてきた。このことは電力会社内部の問題だけでなく、日本の原子力安全規制がまったく機能していなかったばかりか常に情報公開を妨げるほうに働いていたことを意味している。同様の不正は中部電力、東北電力など、他の電力会社へと広がりつつあるが、問題の性質からして、全電力会社に広がることは間違いない。いま必要なことは、広く長きに渡り原子力安全規制が機能していなかったことの原因究明と、その機能をきちんと働かせる制度改革である。ところが政府は、問題の根幹である原子力安全規制システムにメスを入れることなく、対処療法的な検査基準変更という形でこの問題を終わらせようとしている。このままでは「不正の根」はそのまま残ることになる。

このような安易な対策に終わらせず、この機会に根本的な原子力安全規制行政の改革が行われるよう、私たちは以下の提言を行う。

1. 原子力安全・保安院を経済産業省の管轄から独立させ内閣府もしくは環境省の所管する外局とすること。
2. ダブルチェックとされている原子力安全委員会の役割はいま極めて不明確であり、このさいに原子力安全・保安院と合体させ、原子力安全規制の機能を一本化すること。
3. 以上の独立と機能の一本化を前提として、原子力安全保安院に原子力発電にかかる許認可権限を付与し、安全審査、安全研究、規制制度の整備などの機能とあわせて、立ち入り調査、運転停止、設備の廃止などの権限を明確に持たせること。
4. 電力会社や原子力施設関連メーカーが保有する情報、原子力施設の運転や検査、補修などにかかる記録類は、コンピュータのデータまで含めて原子力安全・保安院がこれを保有、保管するものとし、常にそれらを公開できるシステムをつくること。
5. 原子力安全・保安院の活動を客観的に評価する第三者委員会を設置し、ここには原発立地自治体の代表や原子力発電等に批判的な市民団体を含む広範囲な市民代表を参加させること。
6. 原子力安全・保安院は原発立地自治体の立ち入り調査権を認め、これら地方自治体および市民への説明責任を果たし、積極的な対話をすすめるため、定期的な対話の場をつくること。

（「市民の提言」への賛同は、第一次締切：11月13日、第二次締切：11月18日です）

連絡先 原水爆禁止日本国民会議 東京都千代田区神田駿河台3-2-11総評会館5F

TEL03-5289-8224 FAX 03-5289-8223 メールgensuikin@jca.apc.org

原子力資料情報室 東京都中野区中野1-58-15 寿ビル3F

TEL03-5330-9520 FAX 03-5330-9530 メール cnic-jp@po.iijnet.or.jp